

かいそうきよかしんせい
改葬許可申請について

- ①現在、お墓のある場所（田布施町役場 環境係）で申請をします。
※お墓の移転先の市町村での手続きの必要はありません。
- ②必要なものは以下の2点です。
1. 改葬許可申請書
 2. 新しいお墓の受入証明書または墓地使用許可書等
- ③まず、新しいお墓と契約をします。
受入証明書（写）または墓地使用許可書（写）を発行してもらいます。
- ④改葬許可申請書を役場で受け取り、手続きをします。
改葬許可申請書に必要事項を記入します。
1. 死亡時の住所や本籍、埋葬年月日が不明な時は、空欄でも構いません。
 2. 申請書は人数分必要になります。
 3. 現在のお墓の管理者に印鑑をもらってください。
※個人墓地の場合は土地の管理者の印鑑になります。
- ⑤役場から発行された改葬許可書を新しいお墓に提出して、改葬を行ってください。（決裁後に連絡をします。）
※許可書は協議・決裁のため3～4日後の発行になります。
取りに来られるか、郵送がよいかお伝えください。

※散骨…墓地、埋葬等に関する法律第2条第3項により、この法律で「改葬」とは、収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことを言います。このため、「散骨」は「改葬」にあたらないため、改装許可申請は必要ありません。

※分骨…墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条第1項により、墓地の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があったときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに対して交付しなければならぬとあります。分骨の際は、墓地等の管理者による事実を証する書類の交付が必要となります。